遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県つくば市天王台１－１－１ 名　称：筑波大学遺伝子実験センター模擬的環境試験ほ場Ⅱ（隔離ほ場） 使用期間：承認の日から平成25年９月30日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場を取り囲むように、高さ230㎝のフェンス(有刺鉄線30㎝、メッシュフェンス180㎝、コンクリート基部20㎝）を設置している。コンクリート部は地下68㎝まで及び、その下層に砕石層15㎝が設けられている。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を、見やすい所に掲げている。 ⑶　土、遺伝子組換えユーカリの残渣等が付着した隔離ほ場で使用した機械、器具及び靴等を洗浄するための洗い場を設置しているとともに、遺伝子組換えユーカリの隔離ほ場の外への流出を防止するために、排水系統には沈殿槽及び網等を設置している。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　遺伝子組換えユーカリ及び比較対照のユーカリ以外の植物が、隔離ほ場内の使用区画で生育することを抑制する。 ⑵　遺伝子組換えユーカリを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、遺伝子組換えユーカリが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管する場合を除き、遺伝子組換えユーカリの栽培終了後は、隔離ほ場内において、当該遺伝子組換えユーカリ及び比較対照のユーカリの地上部は裁断処理し隔離ほ場内にすき込み、また、株元は裁断後、すき込み、オートクレーブ等で不活化する。 ⑷　花粉移動を防止するために、花芽が形成された場合は、これらを速やかに切除し、オートクレーブにて不活化する。 ⑸　意図せずに遺伝子組換えユーカリが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止するため、隔離ほ場内の使用区画で使用した機械、器具及び靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄等を行う。 ⑹　隔離ほ場が本来有する機能が十分発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。 ⑺　⑴から⑹に掲げる事項について第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑻　生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

２　承認番号　11―26Ｐ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人　農業生物資源研究所　理事長　石毛　光雄 茨城県つくば市観音台２丁目１番地２
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	スギ花粉症治療イネ（改変Cry j蓄積イネ，　*Oryza sativa* L.）（OsCr11）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県つくば市観音台２丁目１番地２ 名　称：独立行政法人　農業生物資源研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成26年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　隔離ほ場内の水田（東西約35.5m×南北24.6m）を利用する。 ⑵　部外者の立ち入りを防止するために、隔離ほ場全体の外側に、メッシュフェンスを設置している。 ⑶　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げている。 ⑷　遅くとも出穂期までには鳥類の摂食を防ぐため、隔離ほ場内の水田に防鳥網を設置する。 ⑸　使用した機械、器具、靴などに付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置しているとともに、当該イネの隔離ほ場外への漏出を防止するために、沈殿槽、網等の設備を排水系統に設置している。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　本遺伝子組換えイネ及び比較対照のイネ品種以外の植物が隔離ほ場内の栽培実験区画で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場外に運搬する場合は、当該イネが漏出しないような構造の容器等に納めてから運搬する。また保管する場合には、当該イネが漏出しないような構造の容器内に納め、保管する。 ⑶　⑵以外の場合には隔離ほ場内の栽培実験区画で栽培したイネは、試験終了後、地上部は刈り取り焼却処分し、残りのイネの残渣及び発生した植物は速やかに水を張った隔離ほ場内にすき込むことにより確実に不活化する。種子は漏出しないような容器に納め、オートクレーブ又は焼却炉を用い不活化する。 ⑷　隔離ほ場で使用した機械、器具又は隔離ほ場で作業した者の靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残渣、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場の設備が本来有する機能を発揮するよう維持、管理を行う。 ⑹　⑴から⑸に掲げる事項を、第一種使用等をする者に遵守させる。 ⑺　使用する本遺伝子組換えイネによる生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。